

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年1月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300292号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300040号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和2年8月7日は58万円、同年11月9日は10万円、同年12月15日は60万円に訂正することが必要である。

令和2年8月7日、同年11月9日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月7日、同年11月9日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年8月7日  
② 令和2年11月9日  
③ 令和2年12月15日

請求期間①から③までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賞与に係る給与明細一覧表(写)及び事業主の回答により、請求者は、A社からそれぞれ請求期間①に58万円、請求期間②に10万円、請求期間③に60万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年8月7日、同年11月9日及び同年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年5月8日受付)し、厚生年金保険料についても納

付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。